

# 取扱職種範囲等の届出（変更）

様式第6号（第1面）

（日本産業規格A列4）

有職業紹介事業許可証再交付申請書 有職業紹介事業変更届出書 職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書	
① 令和〇 年 〇 月 〇 日	
厚生労働大臣 臨	
【有料職業紹介事業】 取扱職種範囲等の届出の場合、「7」以外 は抹消してください。	
②申請・届出者 (ふりがな) 氏名 かぶしきがいしゃ 〇〇 株式会社 〇〇 だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇 代表取締役〇〇 〇〇	
③職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。 1 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。 2 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。 3 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。 4 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。 5 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。 6 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届出及び書換申請をします。 7 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。 8 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。	
記	
③許可番号 23-ユー●●●●●●	
④氏名又は名称 (ふりがな) かぶしきがいしゃ 〇〇 株式会社 〇〇	
⑤所在地 (ふりがな) 〒460-0003 電話 052 (219) 〇〇〇〇 あいちけんなごやしなかくにしき 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇	
⑥事業所 (ふりがな) かぶしきがいしゃ 〇〇 なごやえいぎょうしょ 名称 株式会社 〇〇 名古屋営業所 所在地 (ふりがな) あいちけんなごやしなかくにしき 愛知県名古屋市中区錦〇丁目〇番地〇 〇〇ビルディング 301号室	

取扱職種範囲等の変更があった事業所の名称・所在地を記載してください。

⑦ 変更事項	取扱職種の変更、取扱地域の追加	
⑧ 変更前	取扱職種：建築・土木・測量技術者、一般事務の職業 地域：国内、○○国	
⑨ 変更後	⑩のとおり	
⑩ 取扱職種の範囲等	取扱職種：全職種 地域：国内、○○国、△△△△共和国	
⑪ 変更（廃止）年月日	令和〇年〇月〇〇日	
⑫ 職業紹介責任者	氏名	住所
⑬ 変更（廃止）理由 再交付理由	取扱職種の変更、取扱地域の追加のため	
⑭ 備考	職業紹介課職業紹介係 ○○ ○○ 連絡先 052（219）〇〇〇〇	

取次機関を利用して国外に渡る職業紹介を行う場合、「通達様式第10号取次機関に関する申告書」及びその他添付書類の提出が併せて必要となります。

申請担当者の職名・氏名・事業所の電話番号を記載してください。

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年者の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。